安全・衛生・教育・保険の総合実務誌



特集I

# ポータルサイトで災害事例共有

「安全情報システム」使い検索 新興プランテック

特集Ⅱ

中小建設現場 リスク低減対策示す お金をかけないアイデア満載 東京・足立労基署

ニュース

手待ち時間 荷主都合か把握へ 厚労省・国交省 トラック業界の長時間労働対策で

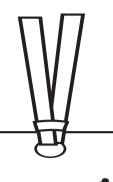
WEB 版はカラーでご覧になれます!! WEB 登録 (無料) のお問い合わせは 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2241

2015

9/1



労士が教える

<執筆>

社会保険労務士永井事一般社団法人SRアッ

デンタ 事務プ 長 所 21

永 井 京 会

線

第 202 回

# ■ 災害のあらまし ■

Xは、建設現場で建物の壁や天井にウレタンなどを吹き付ける断熱工事に従事中、階段2階吹き抜けから1階床に転落し、中心性頸髄損傷などの傷害を負った。これが業務に起因したものであるとして、労働者災害補償保険法に基づき療養補償給付および休業補償給付の申請をした。Xは断熱工事を主な業務とする株式会社A社の代表取締役でもある。

## ■判断■

Xは、自己が三次下請会社B社に雇用された労働者であったとして本件各請求をしたが、所轄労基署長は、Xは四次下請会社A社の取締役であり、労災保険法上の労働者には該当せず、よってXの災害は**業務外**であるとして不支給処分とした。

### ■ 解説 ■

Xは、B社に雇用された労働者であると主張して、本件請求をしたため、Xが労災保険法上の労働者といえるか否かが問題となった。労災保険による補償が受けられる「労働者」は、労働基準法上の「労働者」と同義である。すなわち、事業の種類を問わず、使用者の指揮命令下に労務を提供し、使用者から労務に対する対償としての報酬を支払われる者をいう。

Xは、三次下請会社B社の代表取締役Yに対し、自己の経営する会社の業績不振から、自分を個人として雇ってほしいとYに頼み、Yが了承した。この際、XY間ではB社がXを日雇いのような形態で雇い、1日2万円を支払うことを口頭で合意したのみであった。もともとXとYは知り合いであり、本件事故発生前から、A社とB社と

は、工事の請け負いを相互に融通し合う関係にあった。A社は、本件工事を四次下請けとしてB社から請け負ってもいた。

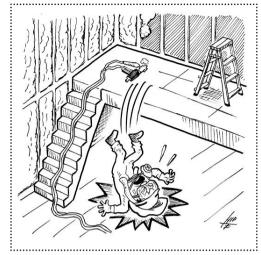
この工事の内容である木造の建物への断熱材吹付作業については、A社の従業員も X自身も不慣れであったため、Yから木造特有の作業を教えてもらいながらA社従業員とXは作業を進めていた。作業に用いていた機械はA社の所有であった。

Yは、事故発生日の前日、Xに連絡し、明日から本件現場で作業するよう依頼したところ、Xは同日午前中は私用があることを理由に、X自身は午後から仕事を引き受けることになった。

Xは、午後1時過ぎ頃から、自己所有の 乗用車で現場に赴き、すでにウレタン吹き 付け作業を行っていたYおよび自己の経営 するA社の従業員2人と合流して、吹付け 作業を開始した。そして、午後3時頃、現 場2階の開口部付近で吹付け作業中に1階 床に転落し、冒頭に説明したケガを負った。

B社はXに対し、事故当日の日当2万円 およびA社所有のトラック借賃2万円、A 社従業員2人分の日当4万円を支払った。 なお、Xは従前、労災保険法上の特別加入 をしていたが、この時は金銭的理由により 脱退し、未加入の状態であった。

Xは、Yから仕事開始前日に連絡を受け、翌日から現場に赴くように依頼を受けた際、同日午前中は難しい旨伝え、自己の仕事の開始時期を午後からとしており、仕事の依頼に対する諾否の自由があったとされた。また、本件現場での作業時にXがYから受けた指示は、X自身が不得手とする木造吹付作業を行うために必要な指示にとどまり、使用者による具体的な指揮命令関係を肯定するような内容ではなかった。さらに、作業時間も、午前8時~午後5時まで



と指定されていたものの、事故当日のXの作業開始時間は午後からにしてもらっており、それも前日にYとの間で口頭のやり取りによって決められた。このため、XがB社の労働契約上の指揮命令関係があったことを肯定することはできないと判断した。

報酬の労務対償性についても、事故当日、 Xは、2時間程度しか作業に従事しなかったにも関わらず、応分の控除もなく2万円の報酬を受けていた。これらのことは、当該2万円の性格が使用者の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価であることを否定する事情である。

また、B社とA社間の下請契約とは別に、 XとYとの間で、Xを個人で雇う旨口頭合意した部分であるが、これは「Xを個人として日当2万円で雇う」というのみで、ほかに具体性に乏しい内容であった。むしろ、その真の意図は、当時 X が金銭的に困窮しており、A社への請負代金が債権者からの差し押さえ、ないし相殺の対象とされる恐れがあり、Xが受け取ることができない可能性があったことなどからなされた合意であった。

以上により、Xは労災保険法上の労働者には該当しないとして請求を否定した。